

月1で学ぶ!
消費者の賢コツ

不用品を買い取ると 言ったのに貴金属を 買い取られた!



購入業者が自宅に来て物品を買い取る、いわゆる「訪問購入」に関する相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。

事 例

- 皿だけのはずが、売るつもりのない貴金属まで強引に買い取られた。
- 貴金属はないと伝えたら大声で怒鳴られ、怖い思いをした。
- クーリング・オフをしたいが購入業者と連絡が取れない。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝・年末年始を除く)

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル回避ポイント

- 購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しないようにしましょう。
- 突然訪問してきた購入業者は家に入れないようにしましょう。
- 事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認しましょう。
- 買い取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断りましょう。
- 購入業者から交付された書面をしっかりと確認しましょう。
- クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができます。
- **トラブルになった場合や不安がある場合は、消費生活センターなどに相談しましょう。**